

横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成30年8月1日（水）午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉淵教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員 森委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 30 年 8 月 1 日（水）午後 2 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
- 3 請願等審査
受理番号 11～18、20～32、34～47 教科書採択に関する要望書
- 4 審議案件
教委第 21 号議案 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書、「特別の教科 道徳」を除く小学校・義務教育学校前期課程用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「特別の教科 道徳」の教科書の採択について
- 5 その他

[開会時刻：午後 2 時00分]

鯉淵教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。7月6日の会議録の署名者は大場委員と宮内委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の修正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、7月20日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会臨時会から本日までの間についての報告事項はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○7/24、25 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト

○7/27 平成30年度 第34回 学習デジタル教材コンクール 表彰式

(2) 報告事項

次に、市教委関係の主な会議等ですが、7月24日、25日に「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」が西公会堂で行われ、1日目の24日に鯉淵教育長が出席いたしました。スピーチコンテストには、市内の小学生・中学生の応募者約5万人の中から、各区予選会で選ばれました代表者たちが出場し、24日に小学生の部、25日に中学生の部が行われました。市長賞となった小学生2名、中学生2名は、10月にニューヨークの国際連合本部を訪問する予定となっています。また、小学生・中学生の各区代表者36名は、よこはま子ども国際平和プログラム子ども実行委員として、ユニセフ協会の諸活動への協力、平和募金の呼びかけ等の活動に取り組みます。

7月27日には、公益財団法人学習ソフトウェア情報研究センター主催の「平成30年度 第34回 学習デジタル教材コンクール 表彰式」が東京都港区で行われました。上菅田特別支援学校が文部科学大臣賞を受賞しております。上菅田特別支援学校には、車椅子を使用する子供が多く在籍しております。車椅子を使用すると、視野が低くなることから、例えば「ボッチャ」などの球技を行う際も、友達の動きや、ボールの位置関係がわかりにくいという状況がありました。また、体育の授業を見学する際にも、車椅子の介助者に遮られて、運動している友達の

様子がよく見えないといった状況がありました。

今回開発したアプリは、高い位置から運動する様子を映してその映像を流したり、音声中継を取り入れたりすることで、こうした課題を解決しようとするものです。水泳の授業を見学する場合も、別の部屋にしながら、映像や音声で、プールでの臨場感を感じることができるようになるなど、子供たちはスポーツをするだけでなく、見ることの楽しさにも触れることができるようになりました。

次に、通学路上及び学校施設内のブロック塀等の状況について報告いたします。まず、通学路上のブロック塀ですが、スクールゾーン対策協議会等の御協力をいただきながら、7月20日までに抽出調査を実施し、5,144箇所がありました。そのうち、2.2メートルを超えるものは、1,146箇所でした。本当に暑い中、調査に携わってくださった皆様に感謝申し上げます。この調査の結果を受けて、報告のあったブロック塀等については、順次、建築局の技術職員が現場確認をし、改善が必要と思われるブロック塀等については、対策を進めております。

また、学校施設内のブロック塀等ですが、基準に適合していないブロック塀につきましても、できる限り早急に解体工事などができるよう、現在、関係部局と調整しております。

最後になりますが、平成30年4月17日に市立小学校6年生約2万9000人、中学校3年生約2万5000人を対象に実施いたしました全国学力・学習状況調査の結果の概要を報告いたします。今回は国語、算数、中学においては数学の2教科に加えて、理科についても実施いたしました。結果といたしましては、全ての調査結果において全国の平均正答率に比べ、高いか同等の状況でございます。小学校では国語、算数において、知識と活用に関する問題、いずれも全国の平均正答率に比べ、1ポイントから2ポイント高い状況です。中学校では国語、数学において、知識に関する問題よりも活用に関する問題のほうが全国の平均正答率に比べ2ポイントから3ポイント高い状況です。理科においては、全国の平均正答率に比べ、同等か1ポイント高い状況です。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等がございますか。

特に御質問がなければ、次に議事日程に従い、請願等審査に移ります。7月11日から7月19日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号11～18、20～32、34～47、教科書採択に関する要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。

いただきました要望書についての考え方を所管課長から説明させていただきます。

宮城指導企画課長

指導企画課長の宮城でございます。

受理番号11～18番、21～32番、34～38番、40～47番の要望書につきまして、考え方を説明させていただきます。これらの要望書につきましては、特定の出版社の教科書を採択しないほしいという要望書でございます。考え方は、市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子供の姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と子供の学習実態を踏まえ

た横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の権限と責任において適正・公正に採択を行ってまいります。

続きまして、受理番号20番の要望書についてです。考え方を説明させていただきます。市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子供の姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と子供の学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の権限と責任において適正・公正に採択を行ってまいります。

続きまして、受理番号39番の要望書についてでございます。考え方を説明させていただきます。市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子供の姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と子供の学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の権限と責任において適正・公正に採択を行ってまいります。

説明は以上でございます。

鯉淵教育長

事務局からの説明が終了いたしました。何か御質問等がございますか。

特に御意見等がなければ、受理番号11～18、20～32、34～47の要望書については事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。

教委第21号議案「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書、『特別の教科 道徳』を除く小学校・義務教育学校前期課程用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用『特別の教科 道徳』の教科書の採択について」を、まず、今回採択する教科書の校種やこれまでの経過等について所管課から説明をお願いします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。

それでは、ファイル資料のインデックス1番をお開けください。傍聴の方につきましては、資料の後半部分でございます。

教委第21号議案「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書、『特別の教科 道徳』を除く小学校・義務教育学校前期課程用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用『特別の教科 道徳』の教科書の採択について」を説明いたします。

議案の2ページを御覧ください。これは、平成31年度に横浜市立の特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級、高等学校で使用する教科書、平成31年度に小学校・義務教育学校前期課程で使用する「特別の教科 道徳」以外の教科書及び平成31年度～32年度に中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属

中学校、横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科書を採択することについて、提案するものでございます。なお、今後申し上げる小学校及び中学校には、それぞれ義務教育学校前期課程及び後期課程も含むこととさせていただきます。

3 ページを御覧ください。ここで1点訂正をさせていただきます。5行目になりますが、議案に「小学校・義務教育学校前期課程用において」と記載されておりますけれども、「用」の字を削除して「義務教育学校前期課程において」としていただきたいと思っております。資料の不備で申し訳ありません。

それでは、改めて読ませていただきます。採択する教科書についてでございます。(1) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において平成31年度に使用する教科書。(2) 高等学校において平成30年度に使用する教科書。

鯉淵教育長

平成31年度です。

直井指導部長

申し訳ございません。平成31年度に使用する教科書。(3) 小学校及び義務教育学校前期課程において平成31年度に使用する「特別の教科 道徳」以外の教科書。(4) 中学校及び義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成31年度～32年度に使用する「特別の教科 道徳」の教科書でございます。

1枚おめくりいただきますと、資料として5ページから9ページまで、5月11日の教育委員会で策定していただきました「平成30年度横浜市教科書採択の基本方針」がございます。10ページには、教科書取扱審議会に教科書の調査・審議を諮問するに当たり示した「調査項目」がございます。さらに、11ページから13ページにかけて「平成30年度 教科書採択手順」、また15ページには「横浜市教科書取扱審議会条例」を添付しております。ここまでの資料は、本日、傍聴されている方々にもお配りしております。

また、ファイルのインデックス2番から6番までは、教科書取扱審議会から教育委員会に提出された答申でございます。答申につきましては、採択終了後、市民情報センターへの配架など、公開をいたします。

次に、答申に至るまでの教科書取扱審議会及びその後の経過について説明いたします。

教育委員会では、採択に当たり、「平成30年度横浜市教科書採択の基本方針」を決定いたしました。インデックス1番の「議案」にお戻りください。「基本方針」は、「議案」の資料として、5ページから添付しております。「4 採択の流れ」(1)に示しますとおり、教育委員会は、「横浜市教科書取扱審議会条例」に基づいて、審議会を設置し、「教科書採択の基本方針」を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を行うよう、平成30年5月21日に「教科書取扱審議会」に諮問いたしました。

続きまして、教科書取扱審議会の審議経過について報告いたします。

インデックス1番、「議案」資料の13ページ「教科書採択手順」をお開けください。こちらには、高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級で使用する教科書の採択手順について示しています。審議会は、教育委員会の諮問を受け、図及び文章の②の部分でございますが、会議を5月21日、7月5日、7月12日、7月19日の計4回開催いたしました。この間、審議会では、専門かつ綿密な調査研究を行うため、図で申しますと③、④の部分でございますが、教科書調査員として任命された教員等が、「教科書調査員報告書」を作成いたしました。図で言いますと、⑤、⑦の部分でございます。

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級、高等学校については、児童生徒一人ひとりの学習実態や学校ごとの教科・科目の開設状況が異なることから、各学校長に「教科用図書意見報告書」の提出を依頼いたしました。図の⑤、⑦の部分でございます。

続きまして、小学校の採択手順については、11ページを御覧ください。小学校の教科書については、新たに文部科学省の検定を経た教科書がないことから、文部科学省の通知に基づき、平成26年度採択時資料と、併せて審議をする上で必要なものとして「市立小学校における児童の学習実態」を把握するため、審議会から教育委員会事務局に、児童の学習実態に関する意見の提出を求めました。指導主事が学校訪問や横浜市学力・学習状況調査等の分析を通して、総合的に調査を行い、「市立小学校における児童の学習実態」を作成しております。これにつきましては、インデックス7に付けさせていただいております。

続いて、中学校道徳科教科書の採択手順については、12ページを御覧ください。中学校道徳科の教科書につきましても、審議会でも専門かつ綿密な調査研究を行うため、任命された教科書調査員が、③、④の部分でございます。「教科書調査員報告書」を作成いたしました。⑤、⑦の部分でございます。併せて、審議する上で、「市立中学校における生徒の道徳科の学習実態」を把握するため、審議会から教育委員会事務局に、生徒の道徳科の学習実態に関する意見の提出を求めました。こちらも指導主事が学校訪問や横浜市学力・学習状況調査等の分析を通して、総合的に調査を行い、「市立中学校における生徒の道徳科の学習実態」を作成しております。こちらはインデックス8に入れさせていただいております。

審議会では、これらの資料や「教科書見本本」、文部科学省が公開している「教科書編修趣意書」などの資料に基づき、4回の審議会で慎重に研究・協議を行ってまいりました。

そして、審議会で決定された答申が、7月23日に教育長に手交され、教育委員会に提出されましたインデックス1の12ページ、図の⑧の部分になりますが、答申文につきましては、各校種ごとに特別支援学校及び個別支援学級用教科書がインデックス3に入れさせていただいております。高等学校用教科書につきましてはインデックス4の部分、小学校用教科書がインデックス5の部分、中学校用道徳の教科書につきましてはインデックス6に入れさせていただいております。

各教育委員におかれましては、5月より「教科書見本本」を御覧いただき、教科書研究を行っていただいているところですが、答申が提出されて以降は、答申等に基づいた研究をさらに進めてきていただいております。

以上でございます。

鯉渕教育長

ただいまの説明につきまして何か御質問等がございますか。

特に御質問等がなければ、順次審議を進めていきます。

まず、審議の順番ですが、初めに「特別支援学校及び小・中・義務教育学校の個別支援学級において平成31年度に使用する教科書」、次に「高等学校において平成31年度に使用する教科書」、次に「小学校・義務教育学校前期課程において平成31年度に使用する『特別の教科 道徳』以外の教科書」について、続いて「中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成31～32年度に使用する『特別の教科道徳』の教科書」の順番で、それぞれ答申内容の説明を聞いた後、意見交換を行い、採決を行います。

それでは、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校の個別支援学級において平成31年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申の内容について、説明を

お願いします。

直井指導部長

それでは、審議会答申につきまして、指導企画課長から説明申し上げます。

宮城指導企画
課長

指導企画課長の宮城でございます。

まず、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書 答申」について説明いたします。

インデックス3番「平成31年度使用 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書 答申」を御覧ください。表紙を1枚おめくりいただきますと、「答申する教科書」と「答申理由」が記載されております。「答申する教科書」は、別紙一覧のおりとなっております。別紙一覧は、その次のページから記載してあります。

前のページにお戻りください。答申理由を読み上げさせていただきます。

「横浜市の各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校・義務教育学校では、児童生徒の障害の状態が異なっているため、『平成30年度横浜市教科書採択の基本方針』に基づき、各学校の教育課程や年間指導計画、児童生徒一人ひとりの『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』に即して最も適切である教科書について、各学校長に対して意見の報告を求めた。

本審議会では、この各学校長より提出された『教科用図書意見報告書』を尊重しつつ、その内容を『教科書調査員報告書』と併せて、慎重に審議した。その結果、各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校・義務教育学校が、その教育課程の下で、児童生徒の障害の状態、学習状況、興味・関心等を踏まえ、かつ、各児童生徒の『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』に沿って、教科等の目標の実現を図ることができる教科書として、別紙一覧に掲げた教科書が適切と認められたため、答申するものである」となっております。

本市の特別支援学校及び小・中学校個別支援学級の知的障害のある児童生徒が使用する教科書は、学習指導要領、教育課程、個別の指導計画等に基づいて選定を行います。教科書を選定する際には、まず、対象の児童生徒が検定済教科書を使用できないか検討します。それが適当でない場合は、検定済教科書の下学年使用を検討します。下学年使用とは、当該児童生徒の学年よりも下の学年の教科書を使用することです。これが適当でない場合は、文部科学省著作教科書を検討します。それも適当でない場合は、一般図書を検討します。一般図書を検討する場合、教科用図書選定参考一覧の中からまず検討し、それでも適さないと判断した場合は、選定参考一覧以外の一般図書を検討します。そのような流れで一人ひとりについて検討していきます。検討しやすいように、これまで使用した教科書の一覧を個別に記録する例なども各学校に提示しております。

1ページの「I 特別支援学校（視覚障害）」の「1 小学部」から、検定済教科書、1枚めくっていただき、文部科学省著作教科書、一般図書、拡大教科書・点字教科書について、発行者番号、発行者略称、教科書の記号・番号、書名等が記載されています。以下4ページから「2 中学部」、続いて7ページから「3 高等部」と記載してあります。

次に、15ページを御覧ください。「II 特別支援学校（聴覚障害）」について、「小学部」から、順に「中学部」、「高等部」と続きます。さらに19ページに「III 特別支援学校（知的障害）」、22ページに「IV 特別支援学校（肢体不自由）」、そして25ページに「V 特別支援学校（病弱）」と、障害の種別ごとに記載してあります。

27ページからは、「VI 個別支援学級」の記載があります。27ページに「知的

障害」、28ページに「自閉症・情緒障害」、29ページに「弱視」の順に記載してあります。

29ページの次に「一般図書一覧」とあり、1枚おめくりいただきますと、教育委員会事務局が作成し、各学校に示した「教科用図書選定参考一覧」に記載のある、図書の発行者名や書名などが数ページにわたり記載してあります。さらに37ページ、38ページには、「教科用図書選定参考一覧」に記載のない図書が示してあります。

「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書 答申」につきましては、以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見等はございますか。

特に御意見等がなければ、これより採決を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

大場委員

大場です。冒頭、答申理由にも触れていただいていたとおり、各学校の意見を十分に聞き取っていただいて、特別支援学校、あるいは個別支援学級に在籍する子供一人ひとりの実態に即した教科用図書が選定される答申になっておりますので、私は答申された一覧のとおり採択するというところで、いかがかと思っております。

鯉淵教育長

ただいま、大場委員から答申された一覧のとおり採択してはどうかという御意見がありましたが、答申された一覧のとおり採択ということでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校の個別支援学級において平成31年度に使用する教科書」につきましては、答申された一覧のとおり採択いたします。

次に、「高等学校において平成31年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申の内容について、説明をお願いします。

宮城指導企画課長

指導企画課長の宮城でございます。では、「高等学校用教科書 答申」について説明いたします。

インデックス4番「平成31年度使用 高等学校用教科書 答申」を御覧ください。高等学校で使用する教科書は、文部科学省の「高等学校用 教科書目録（平成31年度使用）」に登載された教科書の中から、各学校の開設科目に合わせた教科書を採択します。

表紙をおめくりいただきますと、「答申する教科書一覧」と「答申理由」が記載されております。「答申する教科書」は、別紙一覧のとおりとなっております。別紙一覧は、その次のページから、学校ごとに記載しております。

前のページにお戻りいただき、答申理由を読み上げさせていただきます。

「横浜市の各高等学校は、平成26年12月に策定された『第2期横浜市教育振興基本計画』に基づき、特色ある学校づくりに取り組んでいる。高等学校では、教育理念や学校の特色、生徒の実態により履修科目が異なるため、学校の実情を踏まえた教科書を選定する必要がある。そこで『平成30年度横浜市教科書採択の基本方針』に基づき、各校にとって最も適切である教科書について、一般図書（高等学校用）も含めて、各学校長に対して意見の報告を求めた。

横浜市教科書取扱審議会では、各学校長より提出された『教科用図書意見報告書』を尊重しつつ、その内容を、教科書目録に登載されている教科書について調査・研究した『調査員報告書』と併せて慎重に審議した。

その結果、教育理念、学校の特色、生徒の実態や重視する取組等を踏まえ、かつ、各校の各教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として適当であると認められたため、別紙一覧のとおり、平成31年度に使用する教科書として答申するものである」とございます。

次のページから、答申する教科書が学校ごとに一覧となっておりますので、御覧ください。まず、おめくりいただきまして、1ページは金沢高等学校の一覧です。左側から教科名、科目名、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、生徒の学年（年次）、必修・選択の別が記載してあります。

1行目は、1年で履修する必修科目「国語総合」の教科書です。4行目は、2年で履修する必修科目「現代文B」の教科書です。このように、各校で履修する教科書において使用する教科書を記載しております。審議会では、各学校が挙げた選定理由と教科書調査員の報告にある教科書の特徴を検討し、選定は適切であると判断されました。

ほかの教科・科目についても同様に検討し、学校ごとに一覧としてまとめております。

5ページを御覧ください。こちらからは、横浜商業高等学校の一覧です。横浜商業高等学校は商業科、国際学科、スポーツマネジメント科の3つの科と、商業科の中に「Y校ビジネスチャレンジ」と略称「YBC」というコースがございます。このコースはビジネスシーンをリードする人材の育成を目的としているコースです。御覧のように、学科、コースによって使用する教科書が異なっている教科がございます。学科、コースの目標や生徒の実態に応じて選定しているためです。また、7ページは横浜商業高等学校で使用する一般図書を記載しております。高等学校においては、特に専門的な内容を学習するために、教科書目録に掲載のないものを一般図書として使用できるようになっています。一般図書につきましては、12ページ、横浜総合高校も一般図書を選定しております。

高等学校用教科書の答申につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

所管課から説明が終了いたしました。何か御意見等がございますか。

特に御意見等がなければ、これより採決を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

大場委員

大場です。先ほどの関係と同じように、高校についても各学校がそれぞれの教育理念と、学校の特色、あるいは生徒の実態等を検討した上で学校の御意見を出されて、審議会承認されたという答申の流れでありますから、答申された一覧のとおり採択するというので、いかがかと思っています。

以上です。

鯉渕教育長

ただいま、大場委員から答申された一覧のとおり採択してはどうかという御意見がありましたが、答申された一覧のとおり採択ということでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは「高等学校において平成31年度に使用する教科書」につきましては、答申された一覧のとおり採択いたします。

次に、「小学校・義務教育学校前期課程において平成31年度に使用する『特別の教科 道徳』以外の教科書」の審議に入ります。今回採択する教科書について、所管課から説明をお願いします。

宮城指導企画
課長

指導企画課長の宮城でございます。それでは、説明いたします。

本年度採択する小学校用の教科書は、文部科学省の「小学校用 教科書目録（平成31年度使用）」に登載された教科書の中から、1つの発行者の教科書を採択いたします。

ただ、今年度の採択については、新たに文部科学省の検定を経た教科書がないことから、文部科学省の通知に基づき、「平成26年度小学校用教科書調査員報告書」と「市立小学校における児童の学習実態」とを審議資料として答申を作成いたしました。

インデックス7、おめくりいただきまして、裏面の2ページです。「市立小学校における児童の学習実態」を御覧ください。これは、学習指導に関する専門的事項に従事する各教科担当の指導主事が、各学校への訪問や横浜市学力・学習状況調査の結果分析等を通して、9教科について総合的に調査を行い作成したものです。課題として挙げられる点は多くの教科で、引き続き「思考力・判断力・表現力等の育成が必要であったり、学習した内容を実社会や実生活と結び付けたりすることなどが課題である」との指摘があります。また、さらに発展的に学習させたい点として、課題解決的な学習の充実や学習した内容が他の学習場面や日常生活に役立っていることを実感できるようにすることなどが指摘されています。

それでは、インデックス5番、「平成31年度使用小学校及び義務教育学校前期課程用教科書『特別の教科 道徳』の教科書を除く答申」を御覧ください。1ページおめくりいただきまして、右側ですが、「市立小学校における児童の学習実態」を踏まえて判断した結果が答申としてまとめられています。読み上げさせていただきます。

「次の理由から、平成31年度使用小学校及び義務教育学校前期課程用教科書は別表一覧のとおり、平成26年度採択教科書と同一が望ましいと考える」と答申されております。

理由といたしましては、「1 平成26年度小学校用教科書調査員報告書を基に、市立小学校における児童の学習実態の調査研究を行ったところ、一定の成果が得られているが、なお一層の思考力・判断力・表現力等の育成や学習した内容を実社会や実生活と結び付ける力の向上が期待されること」、「2 新学習指導要領の全面実施を平成32年度に控え、平成31年度は、現行の学習指導要領の最終年度であることを踏まえ、教員がこれまで蓄積してきた授業研究や教材研究等の成果を引き続き深化させることができること」、「3 上記理由2と同様に、児童が使い慣れている体裁の教科書を使用することにより、学習の連続性を十分に確保できること」となっております。

以上が、小学校用教科書の答申でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終わりましたが、何か御意見等ございますか。

それでは、「小学校・義務教育学校前期課程において平成31年度に使用する『特別の教科 道徳』以外の教科書」につきましては、答申のとおり、平成26年度採択教科書と同一のものを採択するというところでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは「小学校・義務教育学校前期課程において平成31年度に使用する『特別の教科 道徳』以外の教科書」につきましては、答申のとおり、平成26年度採択教科書と同一のものを採択いたします。

次に、「中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成31～32年度に使用する『特別の教科 道徳』の教科書」の審議に入ります。

まず、「中学校・義務教育学校後期課程において平成31～32年度に使用する『特別の教科 道徳』の教科書」について、所管課から説明をお願いします。

宮城指導企画
課長

指導企画課長の宮城でございます。それでは、説明いたします。

本年度採択する中学校用「特別の教科 道徳」の教科書は、文部科学省の「中学校用 教科書目録（平成31年度使用）」に登載された道徳科の教科書の中から、1つの発行者の教科書を採択いたします。

次に、「中学校用道徳科教科書 答申」の様式について説明いたします。

インデックス6番「平成31年度～32年度使用 中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用『道徳』教科書 答申」を御覧ください。1枚おめくりいただきますと、最初に「全体的特徴」が記載されております。文部科学省の「教科書目録」に示された8者それぞれの教科書について、「教科書調査員報告書」に基づき、調査・研究した結果をまとめたものです。

さらに、おめくりいただきますと、観点1から観点3まで、調査項目ごとに教科書を調査・研究した内容と「市立中学校における生徒の道徳科の学習実態」を踏まえて判断した結果、より適切であると考えられる発行者についての記載があります。観点1から観点3の内容は、議案の10ページにあります、調査項目と同じでございます。

それでは、具体的に説明いたします。

最初に、道徳に関する「市立中学校における生徒の道徳科の学習実態」についてです。インデックス8、「市立中学校における生徒の道徳科の学習実態に関する意見の提出について」を御覧ください。これは、道徳科の学習指導に関する専門的事項に従事する指導主事が、各学校への訪問や横浜市学力・学習状況調査の「生活・学習意識調査」の結果分析等を通して、総合的に調査を行い作成したものです。

おめくりいただきまして、3ページにあります「育成を図りたい点」の中では、「自己有用感や自らの目標をもち、人の気持ちを考えて行動する力など、よりよく生きる基盤となる道徳性を養うために、道徳科の学習では問題解決的な学習を充実させる必要がある」、「子どもが課題を自分のこととして捉え、友達との語り合いを通して、道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深められるようにすることが大切である」として、育成を図りたい点が挙げられております。また、「また、喫緊の課題であるいじめ問題に関しては、未然防止の観点からも、いじめを取り扱った教材や、様々な内容項目を通して、『いじめをしない・許さない態度の育成』を図ることが重要である」との指摘があります。

それでは、インデックス6番、「平成31～32年度使用中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中

学校用『道徳』教科書答申」を御覧ください。お開きいただいて、1 ページを御覧ください。

文部科学大臣による検定を通りました「東京書籍」、「学校図書」、「教育出版」、「光村図書出版」、「日本文教出版」、「学研教育みらい」、「廣済堂あかつき」、「日本教科書」の8者につきまして、観点1から観点3まで、調査項目ごとに教科書を調査・研究した内容と「市立中学校における生徒の道徳科の学習実態」を踏まえて判断した結果についての記載がありますので、具体的に説明いたします。

2 ページを御覧ください。観点1の(1)にあります、「教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「豊かな情操と道徳心、自ら進んで学習に取り組む意欲」から判断して、全発行者が適切であると考えられると答申されています。

3 ページを御覧ください。観点1の(2)にあります、「学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむこと」から判断して、全発行者が適切であると考えられると答申されています。

4 ページを御覧ください。観点1の(3)にあります、「学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「主な改善事項である『体験活動の充実』」から判断して、全発行者が適切であると考えられると答申されています。

5 ページを御覧ください。観点1の(4)にあります、「『横浜版学習指導要領』に基づく学習を展開するのに、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「学年段階の指導内容を学習するのにふさわしい、自分と重ね合わせて共感できる点」から判断して、「東京書籍」、「学校図書」、「教育出版」、「日本文教出版」、「廣済堂あかつき」がより適切であると考えられると答申されています。

6 ページを御覧ください。観点2の(1)にあります、「小中学校の学習の連続性を図るために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「小中学校の学習の連続性、道徳的価値の理解、自己の振り返り、生き方の指導」から判断して、「東京書籍」、「学校図書」、「教育出版」、「日本文教出版」、「学研教育みらい」がより適切であると考えられると答申されています。

7 ページを御覧ください。観点2の(2)にあります、「横浜の歴史や伝統・文化を尊重し、国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力等の育成を図るために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「国際社会の平和と発展に寄与」から判断して、「全発行者」が適切であると考えられる。さらに、「郷土の伝統文化を尊重する学習」という点では、「東京書籍」、「光村図書出版」、「日本文教出版」、「学研教育みらい」、「廣済堂あかつき」、「日本教科書」に特に工夫が見られると答申されています。

8 ページを御覧ください。観点2の(3)にあります、「学ぶことや働くことの意義を理解し、家庭や地域との絆を大切にしながら、公共心や安全への意識を高めるために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「勤労、社会参画意識や公共の精神」、「家族愛や家庭生活の充実」、「節度、節制」から判断して、全発行者が適切であると考えられると答申されています。

9 ページを御覧ください。観点2の(4)にあります、「ICT活用能力や情報リテラシー、情報モラルの育成を図るために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「情報モラルについて基になる考えと態度」から判断して、全発

行者が適切であると考えられる。さらに、「情報モラルの育成を図る」という重点的な取り扱いでは、「教育出版」、「光村図書出版」、「日本文教出版」、「学研教育みらい」、「廣済堂あかつき」に特に工夫が見られると答申されています。

10ページを御覧ください。観点2の(5)にあります、「基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、自ら進んで学習する態度の育成を図るために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「実生活と関連付けた価値理解、主体的な学習」から判断して、全発行者が適切であると考えられる。さらに、「主体的な学習につながる多様な学習方法」を示しているという点では、「学校図書」、「教育出版」、「光村図書出版」、「日本文教出版」、「学研教育みらい」、「廣済堂あかつき」、「日本教科書」に特に工夫が見られると答申されています。

11ページを御覧ください。観点2の(6)にあります、「問題解決的な学習を通して、考え、表現する力の育成を図るために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「問題解決的な学習を通して、考え、議論する学習」から判断して、全発行者が適切であると考えられる。さらに、「多面的・多角的に考え、議論する学習過程を大切にしている」という点では、「東京書籍」、「学校図書」、「日本文教出版」、「学研教育みらい」、「廣済堂あかつき」、「日本教科書」に特に工夫が見られると答申されています。

12ページを御覧ください。観点2の(7)にあります、「規範意識を高め、自他の生命を尊重する態度を育成し、豊かな感性や情操を養うために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「いじめ等の未然防止、自他の生命を尊重」から判断して、「東京書籍」、「光村図書出版」、「日本文教出版」、「学研教育みらい」、「廣済堂あかつき」、「日本教科書」がより適切であると考えられる。さらに、「いじめ等の未然防止に向けた教材をより効果的に示している」という点では、「東京書籍」、「光村図書出版」、「日本文教出版」、「学研教育みらい」に特に工夫が見られると答申されています。

13ページを御覧ください。観点3にあります、「教科書として、内容の配列、分量が適切で、資料等の表現が生徒にとって使いやすい工夫がなされていること」を基に、「内容の排列、構造」から判断して、「東京書籍」、「学校図書」、「教育出版」、「光村図書出版」、「学研教育みらい」、「廣済堂あかつき」、「日本教科書」がより適切であると考えられる。さらに、「体裁、教材の分量」という点からは、「東京書籍」、「教育出版」に、特に工夫が見られると答申されています。

以上が、中学校用道徳科教科書の答申でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終わりましたが、各委員御意見等がございましたらお願いいたします。

森委員

森です。御説明ありがとうございます。

いろいろな観点を今御説明いただきましたけれども、私自身、この教科書の選定に当たって、最も重視したいと思うポイントというのが、多様な、多面的な、多角的な考えができるということですか、主体的な学習につながるかという、観点で言いますと2の(5)、2の(6)といったあたりではないかと思っております。なぜこういったポイントを道徳において重視したいと思うかということ、実際に社会に出てみますと、本当にいいことはいいことなのか、普通と置いてい

ることが普通なのかと問う力ですとか、あとは弱さなどをきちんと出せて、頼る力を持つてるといことはとても大事だと感じるからでございます。

最初の問う力でございますが、実際に社会に出て職場ですとか、地域社会ですとか、いろいろな場で暗黙のルールが、学校でももちろんあると思うのですけれども、普通と思っていることが本当に普通か、誰かをはじき出していることはないだろうかというような、違った角度から見る力というのが本当に求められていることだと思います。そうでないと学校に行くことがつらくなったり、職場に行くことがつらくなったり、社会と、誰かと一緒に生きていくときに、そういうことがつらくなっていくということが起きかねないと思います。

あとは横浜はSDGs未来都市に選定されたということでございましたが、これはまさにそういった観点だと思っていまして、誰かのより快適な生活というのが世界の裏側の誰かのよりしんどい生活につながっていくということもあるのだという、そういった多角的に見る視点というのがとても大事なのではないかと思います。ですから、こういった多角的・多面的な考え方が大事なのではないかと思います。思ったのが一つです。

あとは弱さを吐き出して頼る力ということにつきましては、自分一人で弱さを克服して社会で何かを成し遂げるなどということはほとんどないですし、誰もが病気になったり、障害を持ったり、老いたりするということを考えますと、また気持ちの面でもずっと強くあるということはないと思います。実際に地域で活動していますと、いろいろな方とお話しできる機会があるのですけれども、みんな強くあろうとするのですが、弱っているときにそれを言えるということですか、時には家族だけではなくて、家族以外の人にも、専門家の方にも、誰かに頼れる力というのがとても大事だと感じる事が多くあります。ですから、強くなればいけない、弱さを自分で克服しなければいけないというメッセージだけではなくて、中学生のとても大事な時期ですので、弱さをも吐き出せる、そういった工夫がなされている教科書というのはどういった教科書なのかということも少し見ながら、教科書を見てまいりました。

実際に特徴を見てみますと、問いの設け方ですとか、自由に発想できるかというところを特に見ていったのですけれども、徳目を意識してこう発言しなければいけないのではないかという感覚にならないように、教材の中に主題名をあえて入れないで問いを設けているというような、そして発想の広がるような工夫をしていると見られたのは、「学研教育みらい」ではないかと思いました。

また、道徳では一つの授業ですっきりわかったということを目指すというよりは、いろいろな相反する考えですとか、葛藤というものを自分の中で持ちながら、常に葛藤して答えを探し続けるということが大事なのではないかと思います。ですから、気持ちの悪さがありながら、自分の中に落とし込めなかったという状態も大事だと思いますので、自分の中の理解度までを評価するというのは難しいのではないかと思います。調査員の報告に、徳目ごとの評価ですとか、数値での自己評価というのが文章表現の苦手な生徒にとって取り組みやすい反面、道徳科の評価として誤解を招く懸念があると御指摘もありましたけれども、そういったことを総合的に考えまして、「東京書籍」、「学校図書」、「光村図書出版」、「学研教育みらい」などはそういった点で工夫が見られるのではないかと感じました。

最後に問いかけ方で工夫が見られたと感じましたのが「光村図書出版」の各教材の最後に考える視点ということに加えて、見方を変えてという問いが多くのところ挿入されていました。議論が一つの側面、もしくは主人公からの視点からだけではなくて、あえて違う角度ですとか、登場人物の視点、側面から見きつ

かけができるのではないかと思いますし、異なる意見を出してもいいのだという、議論しやすい発問につながっているのではないかと思います。

長くなりましたが、以上でございます。

鯉淵教育長

ほかに御意見はございますか。

大場委員

大場です。私のほうから少しお話をさせていただきます。

今回の8者それぞれ、例えばじめの未然防止であるとか、情報モラルの育成など、必要な項目はそれぞれ比較的身近な教材を取り上げているという感じがありました。ただ、あえて申し上げれば、感覚的な言い方をさせていただくと、言葉の適切さを少し欠くかもしれません、8者ともそれぞれおせっかいな教科書だなという感じ、あるいは少し丁寧過ぎると。丁寧過ぎるとするのは、逆に言えば御丁寧という感じを私は率直に言えば持ちました。

後でその理由は話したいと思うのですが、この前、中学校の道徳の推進校の授業を何校か回らせていただいた中で、道徳の先生から言われたのは、道徳の授業の約束事は3つあるということでした。一つは心を耕すこと、もう一つはみんなで考えること、そして3点目がみんなの意見・考えは全て正解であると。この3つの約束を守ってぜひ授業を展開していこうということが現場では徹底していきたいというお話をされていて、私はなかなかいい約束事の3点ではないかと感じました。生徒が自ら学び、考え、そして他人の意見にきちんと耳を傾ける、それを経てもう一回自分の心の中で自分の考えをもう一度反すうする、そういう過程がぜひ重視される授業であってほしいですし、そういう教材であってほしいということを感じました。

冒頭申し上げた、私の感じ方の印象を抱いたのは、それぞれがそれなりに丁寧なのかもしれませんが、例えば学ぶべきテーマが冒頭に大きく印字されていたり、ページの冒頭に大きく記載されているとか、あるいは今、森委員もおっしゃっていましたが、設問の量も、あるいは内容も、これでもかというぐらいたっぷりの設問もありますし、あるいは誘導型もあります。それから、現場の先生方にも聞いていた中で、やはり中学生になると設問を先に読んでしまって、求められる方向はこちらだと先に感じ取ってしまう生徒がいるという話をされていました。とすると、極論を言えば、設問が一番なくてストーリーを純粹に読んで自分で考える、そういう教材の使い方が一番いいのではないかという印象を私は持ちました。

それからもう一つは、話し合い方のルールが非常にきめ細かく書かれているのですが、これはそれぞれの教室の環境その他によっていろいろと物事は変わるので、グループは何人ごとにしてどうだこうだ、ここまで教科書に話し合い方のルールを書いていただく必要は、私はないのではないかと思います、こういう点が少し御丁寧過ぎるといった印象を持ったところであります。

それから、中には教材の次のページに、次の教材に行くまでに心の扉というような形でさらに付属資料が載っているのですが、どんどん注入をされてしまうと心の扉が開かなくなってしまうような印象を私は感じました。これはそれぞれの作り方があるわけですが。

それから、一番気になったのは、ある者についてはユニバーサルデザインについて配慮されていないのではないかと私は感じました。ここは大事にしてほしい点だと思いました。

それから、巻末の事項点検評価欄についてはいろいろな御意見がありますし、私もいろいろな感じ方をしましたけれども、ほかの教科にもほとんどこうやって

自分で自己採点をつけるという例はほとんどないと伺っていますので、私もやや違和感を覚えます。あとはどうこれを現場で活用していくのかというところが気になりました。

それで、先ほど申し上げたとおり、道徳の授業力向上推進校が各区でそれぞれ今年も展開されているので、授業を拝見していた中で、先ほどの学力調査ではないですが、やはり生徒間の記述力に結構差があるように感じます。結構という言葉は失礼な言い方になってしまうかもしれませんが、ものを書く能力・スピードに大分差があつて、例えばグループ討議をしようとして先生が号令をかけても、例えば前の黒板を自分で写すのがまだ終わっていないとグループ討議に入れなかったり、結局グループによって大きな差異が出てしまうというようなことも拝見していて感じました。これは一例ですが、別冊版を設けている会社で、結構ものを書く、記述をする量の多い教科書が今回も何者かあるのですけれども、一番大事なのはストーリーを読んで、自分の心の中で考えることです。考える前に記述ばかりに追われて、ノート写しで神経を使い果たしてしまうような別冊版であったり、あるいは記述の量が多いものについては、私は抵抗感を持ちました。

併せて、少しストーリーが長い教科書が見受けられたので、なるべく簡潔で生徒の心に響いて、生徒がそれを考えて、そしてそれぞれが何を、ほかの人がどんな発言をするかということに注力することが大切ではないかという感じがいたしました。そういうことで、ぜひ生徒間での活発な議論が展開しやすく、よく言われる創造性の発揮しやすい授業展開ができる教材・教科書であってほしいと感じました。

最後になりますけれども、今回、今年から小学校では既に道徳の授業が始まって、小学校の先生方にも加わっていただいて、教科書調査員の方々も拡充されて、皆さんに御尽力いただいたことと、それから審議会の皆さんには4回にわたってきめ細かく御審議いただいたことのお礼を申し上げて、私の印象とさせていただきます。

鯉淵教育長

ほかに御意見はございますか。

宮内委員

教育委員の宮内でございます。

道徳教育では、誰の心にもすんでいいる悪とか良心との戦い、また自我との葛藤というのを大切にしたいと考えております。同時に筋道を立てて物事を考えないと、結果として非道徳的になるということを自覚させ、個々人が簡単にだまされないためにも批判的思考能力を訓練する絶好の場だと考えております。AIとロボットの進化により人間の立ち位置が変わり、またSNSが氾濫する時代にこそ物事を疑ったり、裏と表を見ようとする習慣が大切になります。最悪なのは教条主義だろうと思っております。道徳の授業はアクティブラーニング実践の絶好のチャンスですが、授業を生かすには様々な意見が飛び交い、いわゆるワイワイガヤガヤとした、自由で活気のある空間づくりが勝負だろうと思っております。

それには、クラス全体が盛り上がる教材・材料の提供が大切で、簡単に正解が見つからない、また解がないといったテーマが望ましいと思っております。例えば法令遵守、権利・義務のテーマでは、良い悪いとか、法律は従うべきだと断定しないで、すぐに結論を出せないような課題、悩ましいものがあると考えております。また、身近なテーマを取り上げないと、生徒は議論には乗ってこないのではないかと心配しております。

最近、女子学生がスマホを触りながら自転車に乗って老人を死亡させ、禁錮刑になった事件がありました。これは誰もが加害者になり得る、明日は我が身の事

件です。こういった身近なテーマは誰の心にも刺さり、注意喚起になるのではないのでしょうか。また、車が来ない道路を横断するとき、赤信号では渡ってはいけないのか、それとも自己責任だから構わないといった課題も児童生徒には響くかもしれません。また、青信号なら安全確認をせず渡ってもいいのか。これは自動車を運転する人がルールを守るという前提での判断ですが、実際は車の信号無視というのが結構あるわけです。自分の身を守るために、自分で安全確認をしなければいけないと気付かせることによって、物事を疑ってみることの重要性を知りきっかけとなると考えます。

また、友達同士の借金は良いのか悪いのか、借金は返さないといけないのか、困っている人に金を貸すときに高い金利を条件にしているのかといったこと。また親友から債務保証を頼まれて、結果として一家離散になるようなことはよくある話なのですが、こういった例も深く考えるヒントになります。借金というのは子供たちでも結構身近に考えることができるテーマではないかと思いますが、ローン返済が無理だとわかっているのに貸し付けるケース、これは個人のみならず、例えば国家が返済能力のない国に金を貸して、実質的支配権を取得するような国家政策もあるという例を出して議論すれば、国際社会の恐ろしい現実に関心を払うようになると思います。

死刑制度の是非論というのも議論は尽きないでしょうし、性的欲望とか、男女の付き合い方、望まぬ妊娠の避け方、麻薬、性に絡む誘惑への対処法など、青春・思春期の悩みに正面から向かい合うような教材が必要だろうと私は考えております。人間の心にすむ悪魔との戦い、例えばうそ、いじめ、出来心、万引き、窃盗、こういったものは誰にもないとは言えないわけです。また、極端な場合、暴力、殺人までやらかしてしまう人間の本质と向き合うような教材、こういったものならば思春期の生徒もそっぽを向かず、本気で関心を示すのではないかと考えております。

しかし、残念ながら、私が考える、こういったワイワイガヤガヤ議論の材料になるような教科書は見当たりませんでした。小学校高学年用教科書採択では、どの教科書も立派なエピソードや善行・美談が22の徳目に沿って満遍なくちりばめられていました。しかし、児童生徒の批判的思考力を養うものは極めて限られておりまして、私は児童の幼児化を促進するようなものばかりで乙丙つけがたくと推挙に非常に困りました。

一方、今回の中学道徳の教科書は、正解のない問いを立たせて、教師が生徒と一緒に考え悩もうとする姿勢は見られております。これは答申書が指摘しているとおりでありまして、小学校の教科書に比べますと、全体的に進化しており、どの教科書にも私は大きな違和感はありませんでした。しかし、濃淡はあるものの、全体的に編集趣意書に書かれた編集方針を貫くというより、22の徳目対応でそれぞれ作成された、立派で無難なエピソードをバラバラに集めた文集というような印象であります。

その結果、幾つか問題が浮かびますが、4つぐらい考えてみました。

1つ目が、人間の本性を顧みないきれいな事が多くて面白くない、涙を誘うエピソードが多過ぎるということです。

2つ目が、善悪二元論、善悪正邪の二項対立に振り分ける単純な議論の傾向があるということです。理不尽な世の中の現実と対峙する難しさとか、生き抜くために必要な多面的な視点や、物事を疑って見ることの大切さに余り焦点が当たっていないと思いました。

3つ目が、今日的課題や長期的視点に欠けるのではないかと考えました。古典的エピソードはそれぞれこなれていて素晴らしいのですが、今日的課題でありま

すネット社会の恐ろしさとか、またSDGs関連といった課題が添え物のように扱われている印象であります。

4つ目ですが、徳目の一つである郷土や国を愛する点、これを軽視しているのではないかということが気になっております。世の中、日本に生まれて愛国心を持ってないのは非国民ではないかとか、愛国心教育はファシズムに直結し、軍国主義の復活につながるといった、単純な議論が横行してしまうということは非常に危険です。こういった問題を、例えば個人と共同体との関係、国家の成り立ち、また帝国主義や植民地主義の歴史、難民問題、ヘイトスピーチとか、諸問題を考える絶好のテーマだろうと私は思っております。しかし、こういった議論のきっかけを作ろうというような姿勢が8者に共通して見られていないということで、がっかりしました。

道徳の教科書は良書にも悪書にもなり得るデリケートなものでありまして、力量不足、経験不足の教師もいるということをしんしゃくしますと、ある程度の授業の方向付けというのは必要だろうと思っております。そのために各教科書とも議論の手引とか設問がついております。それには問題提起型、示唆型、誘導型と濃淡がありますが、私は多様性を尊重して感性を磨いたり、批判的思考能力を育てるという観点からは、手引、設問というのは軽いヒント程度が望ましいと思っております。これにつきましては大場委員がおっしゃった観点と、また森さんのおっしゃった観点と一致しているのではないかと思っております。

以上でございます。

鯉淵教育長

ほかに御意見は。

中村委員

中村でございます。今までの3名の委員の方がお話しされたことと随分重なる部分があるのではないかと思います。

まず、教材についてですが、全般的に本当に心から感動するような話があったのですけれども、生徒にとってはすばらしい偉人伝のような話として、他人事になってしまわないかということが少し気になりました。やはり生徒が身近に感じる、自分事として主体的に考える教材や、正解のない問いを自分なりに葛藤し、友達と議論しながら考えるような、そんな教材を望みます。次のような点に着目しました。

1点目は、生徒が手に取って使いやすい大きさであるかどうか。また、先ほど来お話がございましたが、教材文が長過ぎず、読むことが苦手な生徒にとっても負担がかからないもの、また様々な個性の生徒にとって見やすいこと、今朝の新聞に色のバリアフリーという記事が載っていましたが、色や表現が工夫されているかという点も着目したいと思います。

それから、2点目です。横浜教育ビジョン2030に横浜の教育の方向性として「多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します」とあります。このことを実現していくためにも、様々な意味での多様性、いろいろあると思うのですが、そういうことを考えること、またいじめを初め、いろいろな人権的な配慮があることが大切だと考えています。

3点目。普段余り目立たない職業等にスポットを当てて取り上げている教材文がありました。世間で広く取り上げられているような華やかな仕事や取組ばかりでなく、多様な人々のことを考え、地道に自分の道を歩んでいる事例を取り上げることが、生徒の視野を広げ、生き方や物事の価値観を広げる意味で良い教材であると思います。

4点目。学習指導要領では、「評価について生徒の学習状況や道徳性に係る成

長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値による評価は行わないものとする」としています。また、中央教育審議会答申でも同様なことが示されています。そうしたことを踏まえ、生徒の成長を認め励ます評価観となじまないと思われるものがありました。生徒が学習のプロセスを振り返り、感じたこと、考えたことなどを自由に記述するのがよいのではないかと思います。

5点目、分冊があり、書く欄が多い教科書は、書くこと自体に時間が取られてしまうのではないかと思います。また、設問の数が多い教科書も気になりました。皆様が指摘されているように、教材文の前に内容項目が表記されているものは、生徒の発言が学習する内容項目に合わせた建前論にならないかと危惧します。学級の実態を踏まえて指導するからこそ、『特別の教科 道徳』を担任が指導する意味があります。以前から教科書を教えるのではなく、教科書で教えると言われているように、教科書はあくまでも生徒が考えるための手がかりです。教科書の設問どおりに指導するのではなく、生徒の実態に合わせて教員が授業の流れを作ることが大切です。教員が授業を構成する力を発揮できるような教科書を望みます。

以上の点や調査員の方々の審議結果も踏まえ、総合的に判断したいと思えます。以上です。

間野委員

教育委員の間野でございます。

今回、なるべく学校現場、現役の教師の意見を少しでも反映させようということで、教科書調査員を増やしました。また、審議会でも4回の答申を通して踏まえた結果に関して、プロセスに敬意を表すとともに、その答申に関しては尊重したいとまずは個人的に考えております。

さらに加えて言いますと、審議会から求められて、事務局のほうから指導主事によって提出いたしました本市における生徒の学習実態、これも実は極めて重要だと考えております。その学習実態におきましては、喫緊の課題としていじめ問題が挙げられています。私自身、多少教育委員の経験が皆さんより長いことありますが、ここ数年、様々な横浜の教育課題がある中で、いじめ防止というのが最重要課題の一つであることは間違いありません。その未然防止の観点から、いじめをしない、許さない態度の育成を図ることが重要であるとしています。このことからいじめの未然防止に向けて発達の段階に応じた取り組みやすい工夫の見られる教科書が選ばれるべきであると考えています。特に友情、公正公平、自由と責任、相互理解などの多岐にわたって扱っている教科書がいいと思っております。これは観点にしますと2の(7)になると思います。

また、いじめに起因する、様々な理由があるのですが、その一つの中にはICTの問題がございます。観点2の(4)にありますように、ICT活用能力や情報リテラシー、情報モラルの育成も重要な現代的課題の一つだと思っております。SNSやインターネットでのコミュニケーションなどを身近に起こり得る話題として様々な内容項目で扱っている教科書が望ましいのではないかと考えています。

また、さらにコラムや特集ページと組み合わせでより深く学べる配慮のある教科書のほうがよいと思っております。我々横浜市では、小中一貫教育も含めて特色ある教育を進めてきておりますけれども、そういう点から言いますと、横浜はカリキュラム・マネジメント要領でも示しているとおり、学びの場のつながりを大切にできています。小学校、中学校、さらには高等学校までのつながりや中学校の3年間の系統性を大切に、こんな観点を持って工夫された教科書も望ま

しいと思っております。

さらに現場に目を向けますと、教育歴10年未満の教員が半数近くいるということ、つまり経験の浅い先生が授業をすることも視野に入れますと、考え、議論するという横浜が大切にしている道徳科の授業を推進するために生徒の学習場面などが丁寧に、例えば写真などを使って示されている教科書が適切ではないかと思えます。

さらに道徳科の授業には多様な指導方法を取り入れることも大切だと考えています。本市における生徒の学習実態にも問題解決的な学習を充実させる必要があると指摘されています。問題解決的な学習はもちろん、道徳的行為に関する体験的な学習も行えるような工夫をしてある教科書がいいと思えます。

教材に目を向けてみますと、子供の道徳性を育むためには何が正しいのか曖昧で、どちらにすればいいのか決めかねるような、心を揺さぶるような教材が必要だと思っております。葛藤教材と呼ばれるようなもので、これは先ほどの委員の皆さんとも共通しているところではないかと思えます。自分なりの答えを出しつつも、仲間と議論することによって、葛藤を起こさせるような教材があるのがいいと思えました。

さらに、現代的な課題を扱った教材について、1つだけでなく複数の内容項目を設定して、多岐にわたる角度から生徒が考えられるように工夫されている教科書が適切だと思えました。設問については、教材の終わりについているわけですが、設問数を厳選しまして、子供の多様な感じ方や考え方を引き出すように工夫されているものがよい、余り誘導的なものであったり、最初から答えが透けて見えるようなものではないものがあるのではないかと考えました。

以上です。

鯉淵教育長

私のほうからも皆さんの中で出ていないことについて、若干コメントをさせていただきますと思っております。

一つは今回の道徳の教科書は、文部科学省のほうで扱っております共通の教材がある程度使われておりますが、そうしたものが少ない者というのは、その会社としての努力が伺えるのではないかと思えました。

それから、今回の道徳の教科書はストーリーの読み物ということが基本になっておりますが、一部漫画を取り入れた会社がありました。中学生に対して指導するということからすると、そうした工夫も一つの努力の表れと考えてもよいのではないかと感じました。

何かほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

宮内委員

宮内でございます。

先ほど私は批判的思考を育てるという観点から、設問なり手引というのはできるだけヒント的、示唆的なもので、誘導型でないほうがいいと申し上げました。もう一つ観点があるかと思えます。それはやはり偏っていないということではないかと思えます。

会社の名前を出して言うならば、例えば「光村図書出版」は非常に示唆的です。しかし、多様性への工夫がもう少しあってもいいのではないかと思えました。例えば、私の尊敬するスキージャンパーの葛西選手の不屈の精神をたたえるのですが、同時に子供たちにとっては世代交代の必要性を議論させる絶好の機会ではないかということで、惜しいなと思えました。

また、「日本教科書」も示唆的であり、早急に結論を求めない、じっくりものを考えさせるという編集姿勢が表れていると思っております。ショーン・タンの

『アライバル』を取り入れるなど、実に考えさせる教科書として意識しているなと思いました。しかし、道徳の時間を振り返るという項目は、自分を振り返るという手法としては非常に優れていると思うのですが、現場で編集者の意図どおりにこれが使われない懸念があるなと思いました。

また、「廣済堂あかつき」の付属ノートのタイトルは非常に紋切り型でして、非常にわかりやすいのですが、本当の道徳の狙いであり考えさせるプロセスを弱めてしまわないかと危惧しております。また、自分を振り返るという項目が最後のほうについているのですが、これも現場で安易に生徒評価に転用されるというか、使われてしまう危険性があるのではないかなと思いました。

また、動物愛護と公共の福祉とのバランスに欠けた教科書もありました。

そうしますと、「学研教育みらい」、「東京書籍」、「学校図書」が総じてバランスが良いのではないかなと思った次第であります。

以上です。

鯉淵教育長

ほかに追加の御意見がある方はいらっしゃいますか。

森委員

法や決まりについて、そもそも問う授業というのは余りなかなかないと思うのですが、道徳ではそれがありません。先ほどほかの委員の方も触れていらっしゃいましたが、それを守ることはもちろん大事だけれども、思考停止して守ればそれだけでよいとなってしまうのではないかと感じます。学校ですとか、クラスですとか、部活ですとか、中学生になるといろいろな集団ができてくると思うのですが、その中でも身近に接するルールがたくさんあると思います。そのルールが何のためにあって、時にはおかしいと思ったらそれが言える空気や、話し合っただけで変えることもできるのではないかとか、そういったメッセージも大事なのではないかなと思います。

そこまで踏み込んだ強いメッセージが感じられる教材というのは、私自身、個人的には見つけられなかったのですが、多くの教科書で扱っていらっしゃった、ルールと良いと思うことの間にある葛藤を描いた教材は幾つかございましたので、そのときにどのように問いかけているかですとか、主題そのものにルールを守るものだという強いメッセージがないということが大事だと思っておりまして、そこは強調したく、もう一度発言させていただきました。

鯉淵教育長

ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見等がなければ、以上で「中学校・義務教育学校後期課程において平成31～32年度に使用する『特別の教科 道徳』の教科書」の説明及び意見交換を終了といたします。

これより採決を行います。採決の方法につきましては、教育委員会会議規則第27条に基づき、挙手、記名投票及び無記名投票による方法がありますが、いかがでしょうか。

大場委員

大場です。

採決については、今、各委員の発言を伺っていて、私も、そうだ、ああいう視点も大事にしなければいけないなということもいろいろ感じましたが、それぞれここまで自分の中で整理してきたつもりで、私の場合はいますので、静ひつな環境の下で私たちはしっかりと判断をしていく、公平・公正に採決をしていくということで、昨年と同じように無記名投票で進めていただけないかなと思います。

鯉渕教育長	ただいま大場委員より無記名投票がよいのではないかとの御意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。御異議ございませんか。
各委員	<了 承>
鯉渕教育長	それでは、御異議がなければ、「中学校・義務教育学校後期課程において平成31～32年度に使用する『特別の教科 道徳』の教科書」の採択は、「無記名投票」による採決といたします。投票方法について、事務局から説明をお願いします。
山岸総務課長	<p>総務課長の山岸でございます。それでは、説明いたします。</p> <p>「中学校・義務教育学校後期課程において平成31～32年度に使用する『特別の教科 道徳』」の教科書につきましては、複数の教科書の中から、採択していきますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項の規定に基づき、過半数を得票したものを採択することといたします。得票数が3票で同数の場合は、同法第14条第4項及び教育委員会会議規則第29条で「可否同数の場合は、教育長がこれを決定する」との規定となっておりますので、教育長が決定いたします。</p> <p>なお、過半数に達する者がなく、また3票で同数にもならず上位2者が明らかな場合には、上位2者を対象とした再投票を行います。</p> <p>これら以外の場合には、得票数ゼロである教科書会社を除きまして、再度議論を行いまして、再投票をしていただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
鯉渕教育長	ただいま事務局から説明がありましたが、過半数を得票した場合には、その教科書を採択し、得票数が同数の場合には、地教行法第14条第4項及び会議規則第29条に基づき、恐縮ですが、私のほうで決定することになります。過半数に達する者がなく、3票で同数にもならず、上位2者が明らかな場合は、上位2者の再投票といたします。これら以外の場合には、得票数ゼロの教科書を除き、再度議論を行った上での再投票を行うことでよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
鯉渕教育長	それでは、そのようにいたします。投票用紙の配付ほか、進行については事務局が行います。
山岸総務課長	<p>総務課長の山岸でございます。それでは、投票に関する進行について事務局で進めさせていただきます。</p> <p>これから委員の皆様投票用紙を配付いたします。中学校用「特別の教科 道徳」の教科書について採択すべきと思う発行者名に丸をお付けください。複数の発行者に丸をされると、無効になりますので御注意ください。また、書き損じをされた場合には、はっきりわかるように消していただきまして、新たに丸をお付けください。記入が終わりましたら、事務局が投票箱を持って席を回りますので、投票用紙をお入れください。</p> <p>以上でございますが、御質問等はございますでしょうか。</p> <p>特になければ、投票を行います。</p> <p>まず、投票用紙を配付いたします。</p>

<投票用紙の配布>

山岸総務課長

それでは、記入をお願いいたします。

記入はお済みでしょうか。それでは、投票を行います。投票箱について空であることの御確認をお願いいたします。

それでは、事務局が投票箱を持って回りますので、投票用紙をお入れください。記載されている面を内側に二つ折りの上、投票をお願いいたします。

<投票>

山岸総務課長

これで投票が終了しました。集計が終わるまでしばらくお待ちください。

<集計>

鯉淵教育長

お待たせいたしました。集計結果の報告がありましたので、発表いたします。

「特別の教科 道徳」は、「東京書籍」3票、「光村図書出版」1票、「日本文教出版」1票、「日本教科書」1票。こちらは投票数が割れておりますので、1票以上の投票がありました「東京書籍」、「光村図書出版」、「日本文教出版」、「日本教科書」に絞って再度議論を行った後、投票を行うことでよろしいでしょうか。

各委員

<了承>

鯉淵教育長

それでは、再度議論に移りますが、各委員から何か御意見がございましたらお願いいたします。

特に御意見がなければ、再投票を行います。

山岸総務課長

それでは、改めて投票用紙を配付させていただきます。

<投票用紙の配付>

山岸総務課長

今回は「東京書籍」、「光村図書出版」、「日本文教出版」、「日本教科書」の4者が対象となりますので、御注意ください。

記入をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局が投票箱を持って回りますので、投票用紙をお入れください。また、空を御確認ください。

<投票>

<集計>

鯉淵教育長

それでは、再投票の結果を報告いたします。

「特別の教科 道徳」は「東京書籍」6票。よって、「東京書籍」といたします。

以上で、「中学校・義務教育学校後期課程において平成31～32年度に使用する

宮城指導企画
課長

『特別の教科 道徳』の採択を終了いたします。

次に、「南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成31～32年度に使用する『特別の教科 道徳』の教科書」の審議に入ります。所管課から説明をお願いします。

指導企画課長の宮城でございます。それでは、説明いたします。

横浜市では教科書採択を1採択地区で行っており、現在、市内全ての中学校において同じ教科書を使用しております。しかしながら、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第3項に「高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択をするものとする」とありますので、今年度の南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「道徳科」の教科書については、それぞれの学校ごとに採択することになります。

続きまして、インデックス8の4ページ以降を御覧ください。これは、「市立中学校における生徒の道徳科の学習実態」と同様に「南高等学校附属中学校」と「横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校」の2校に、学習指導に関する専門的事項に従事する指導主事が、附属中学校への訪問や横浜市学力・学習状況調査の「生活・学習意識調査」の結果分析等を通して、総合的に調査を行い作成したものです。

5ページにあります南高等学校附属中学校で「課題としてあげられる点」は、「自己肯定感や自己有用感、自己の在り方を自分自身との関わりで捉え、望ましい自己の形成を図る指導を丁寧にすることが求められる」、また「育成を図りたい点」の中では、「いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ姿勢を養う」。同様に、7ページにあります横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校で「課題としてあげられる点」といたしまして、「多面的・多角的なものの見方を育て多様性へ理解を深めさせることにも留意する必要がある」こと、「育成を図りたい点」として、「広い視野に立って多面的・多角的に見ようとする開かれた心の育成」や「自分の考えや意見を伝えること、そして互いを理解しようとする態度を育てることを大切にしている」との指摘があります。

それでは、インデックス6番「南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用道徳科教科書」の答申の14～15ページをお開きください。

南高等学校附属中学校では、「生徒の道徳科の学習実態」を踏まえて判断した結果が答申としてまとめられています。「次の理由から、平成31年度～32年度に南高等学校附属中学校で使用する教科書は、横浜市立中学校で使用するものと同じのものが望ましいと考える」と答申されています。

理由といたしましては、「1 市立中学校における道徳科の学習実態と南高等学校附属中学校における道徳科の学習実態の調査研究から、道徳科において課題としてあげられる点や育成を図りたい点に共通性が見られる」。「2 南高等学校附属中学校では、他の市立中学校と同様に、横浜版学習指導要領及び横浜教育ビジョン2030における横浜の教育で育む力の一つである『豊かな心』の育成を目指し、道徳科の授業を展開している」。「3 共通の教材を使用することにより、授業実践や研究会などの成果の共有や情報交換が進み、市立全中学校における道徳教育の質の向上につながる」と答申されています。

次に15ページをお開きください。

横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校では、「生徒の道徳科の学習実態」を踏まえて判断した結果が答申としてまとめられています。「次の理由から、平成31年度～32年度に横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校で使用する教科書は、横浜市立中学校で使用するものと同じのものが望ましいと考える」と答申されております。

理由といたしましては、「1 市立中学校における道徳科の学習実態と横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校における道徳科の学習実態の調査研究から、道徳科において課題としてあげられる点や育成を図りたい点に共通性が見られる」。「2 横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校では、他の市立中学校と同様、横浜版学習指導要領及び横浜教育ビジョン2030における横浜の教育で育む力の一つである『豊かな心』の育成を目指し、道徳科の授業を展開している」。「3 共通の教材を使用することにより、授業実践や研究会などの成果の共有や情報交換が進み、市立全中学校における道徳教育の質の向上につながる」と答申されています。

以上が、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の道徳科教科書の答申でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終わりましたが、何か御意見等はございますか。

なければ、それでは、「南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成31～32年度に使用する『特別の教科 道徳』の教科書」につきましては、答申のとおり、中学校・義務教育学校後期課程と同一のものを採択するという事によろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは「南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において平成31～32年度に使用する『特別の教科 道徳』の教科書」につきましては、答申のとおり、中学校・義務教育学校後期課程と同一のものを採択します。

「教科書採択」に係る審議資料の関係で、所管課から追加で何か説明はありますか。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。

本日の「教科書採択」に係る審議資料につきましては、明日8月2日8時45分から市民情報センターに配架いたします。

以上でございます。

鯉淵教育長

それでは、そのようをお願いいたします。

以上で、教委第21号議案「特別支援学校及び小・中・義務教育学校の個別支援学級用教科書、高等学校用教科書、「特別の教科 道徳」を除く小学校・義務教育学校前期課程用の教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の「特別の教科 道徳」の教科書の採択に関する審議は終了です。

本日の案件は以上です。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

山岸総務課長

総務課長の山岸でございます。

7月20日に個人の方2名から、7月23日に個人の方5名から、7月24日に個人の方1名から、7月25日に個人の方1名から、7月26日に個人の方7名から、7月30日に個人の方2名から、7月31日に個人の方5名から、教科書採択に関する要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会臨時会は、8月27日月曜日の午後2時から開催する予定でございます。

また、次回の教育委員会定例会は、9月7日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。

以上です。

鯉渕教育長

次回の教育委員会臨時会は8月27日月曜日の午後2時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、9月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

傍聴・記者の方は御退席願います。また、関係職員以外の方も御退席ください。

なお、教育委員の皆様は連絡事項がございますので、このままお待ちください。

[閉会時刻：午後4時06分]